

入札説明書

令和8年1月26日千葉市公告第62号により公告した余剰電力の売却の入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

発注者は、千葉市清掃工場（以下「発注者の施設」という。）における発生電力のうち、自家消費分、FIT特定卸供給分および自己託送分を差し引いてもなお余剰がある場合に、その電力（以下「余剰電力」という。）を買受社（以下「受注者」という。）に全量売却し、受注者はその対価を支払う。

（1）件名

千葉市清掃工場の余剰電力の売却（単価契約）

（2）履行場所

千葉市若葉区北谷津町347-2 千葉市新清掃工場

千葉市花見川区三角町727番地1 千葉市北清掃工場

（3）区分別予定売却電力量

予定売却電力量 4,698,795キロワット時

時間帯区分	予定売却電力量 (キロワット時)
夏季平日昼間電力量	40,895
その他季平日昼間電力量	357,034
その他電力量	4,300,866

（4）履行期間

令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならぬ。

（1）令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号に該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、千葉市物品等入札参加

資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)による指名停止措置等を受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

3 入札参加確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告日から令和8年1月30日（金）

（土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

(2) 次に掲げるア～イを提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書【様式1】

イ 資格を証明する書類

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証明するもの

(3) 提出場所 千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課公共事業推進班

(4) 提出方法 持参または郵送 ※郵送の場合、令和8年1月29日（木）午後4時30分必着のこと

(5) 確認通知 令和8年2月3日（火）までに入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を発送する。

4 質問書の提出

(1) 提出期間 公告日から令和7年1月30日（金）午後4時30分まで

（提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす）

(2) 提出方法 電子メール（後記10契約事務担当課宛て）

(3) 回答方法 令和8年2月4日（水）までに質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を全入札参加者に対して電子メールで回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年2月13日（金）午前10時00分

場 所 千葉市役所本庁舎8階M801会議室

※入札参加資格確認結果通知書の提示を求める場合があるので必ず持參すること。

(2) 入札方法

ア 入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の

入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後4時30分までに書留郵便にて必着のこと。

イ 入札は、北清掃工場および新清掃工場を同一単価とし、区分毎の単価に各単価それぞれの予定売却電力量を乗じた金額の合計である総価（推定総金額）により行う。

なお、この総価には、電力の売却に必要な一切の費用を含めたものとする。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行い、商号及び件名を記入した封筒に入れ、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望総価の110分の100に相当する額を入札書に記載し、提出すること。

エ 入札の決定にあたっては、入札書に記載された区分毎の単価を決定単価とし、各区分の決定単価に予定売却電力量を乗じた金額の合計額に100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(3) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(4) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の総価の最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

単価に予定売却電力量を乗じた額の合計額と総価が一致しない入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者又は前回の入札で無効とされた者は参加できない。

(4) 再度入札でも落札者が決定しない場合は見積り合わせを行う場合がある。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金 要（契約金額〔この契約により定められた契約単価に、時間帯区分毎の予定売却電力量を乗じて得た額の合計に、消費税及び地方消費税相当額を乗じた額を加算した金額の合計をいう。〕の10分の3の金額

の契約保証金又はこれに代わる保証等。)

(2) 契約書作成の要否 要

9 その他

この契約にあたっては、令和8年度予算が議会において可決されることをもって効力を発するものである。

10 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課公共事業推進班

電話 043-245-5441

電子メール datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp